



下水道に接続すると、工事費以外にどのような費用がかかりますか？

**受益者加入分担金**が必要になります。  
これは、下水道の利益を受ける方に、下水道設備の建設費の一部を負担していただくものです。



**受益者加入分担金**の金額はどの程度ですか？

区 分	金 額
一般家庭及び事業所等	200,000 円
集合住宅	200,000 円 + (50,000 円 × 世帯数)

加入分担金の金額は右表のとおりです。  
納付については、最大5年間60回（初回5,300円、以後毎月3,300円）での分割納付が可能です。  
その他の分割回数も可能で、口座振替とすることも可能ですので、環境整備課までご連絡ください。

下水道料金早見表（2ヶ月分）

使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
1~8	1,234	36	6,734
9	1,419	37	6,939
10	1,604	38	7,144
11	1,789	39	7,349
12	1,974	40	7,554
13	2,159	41	7,781
14	2,344	42	8,008
15	2,529	43	8,235
16	2,714	44	8,462
17	2,899	45	8,689
18	3,084	46	8,916
19	3,269	47	9,143
20	3,454	48	9,370
21	3,659	49	9,597
22	3,864	50	9,824
23	4,069	55	10,959
24	4,274	60	12,094
25	4,479	65	13,329
26	4,684	70	14,564
27	4,889	75	15,799
28	5,094	80	17,034
29	5,299	85	18,269
30	5,504	90	19,504
31	5,709	95	20,739
32	5,914	100	21,974
33	6,119	105	23,209
34	6,324	110	24,444
35	6,529	115	25,679



下水道の使用料金はどの程度ですか？

下水道の使用料金は右表のとおりです。



使用料金は、合併浄化槽と比べて安価になりますか？

1期の使用水量が35m<sup>3</sup>以下の世帯は、下水道を利用したほうが安価です。  
(合併浄化槽の維持管理費を年間40,000円とした場合)



下水道に接続するには、どこへ申し込みをすればよいですか？

直接、指定業者に工事の申込を行って下さい。  
指定業者とその連絡先は下表のとおりです。

指定工事業者					
住 所	商号又は名称	電話番号	住 所	商号又は名称	電話番号
浦郷 39-7	西ノ島設備	6-1510	別府 290-2	大野建設	7-8413
美田 3280-1	(有)船舶電機舎	6-1044	美田 3014	菊田建設	6-1664
美田 2156	(有)坂設備	7-8517	浦郷 1038-8	大野技建	6-1222
浦郷 465-3	(有)今津工務店	6-1864	美田 3112-1	(有)小東工務店	6-0175
浦郷 709	道島屋左官	6-0384	浦郷 269	アクア設備	6-0952
宇賀 118	(有)山下土木工事所	7-8821	別府 22	デオデオたまや電気	7-8600
浦郷 1034-1	白川設備	6-0642			

【問い合わせ先】 西ノ島町環境整備課 電話：6-1748 FAX：6-0186

# 下水道に接続しましょう！



下水道に接続すると、どういうメリットがありますか？

下水道に接続すると、以下のようなメリットがあります。

- 蚊やハエの発生を防止し、ドブなどの悪臭を抑え清潔になります
- 川や海への家庭排水が減り、自然をきれいにします
- 汲み取りや浄化槽など、家庭での維持管理が不要になります



現在、町内にはどの程度下水道が普及していますか？

平成26年4月末現在

平成26年4月末現在、町全体での下水道への接続率は、66.6%となっています。

平成24年度で町内全てで下水道接続が可能となりました。

(但し、宇賀・倉ノ谷・波止・三度・珍崎は合併処理浄化槽です)

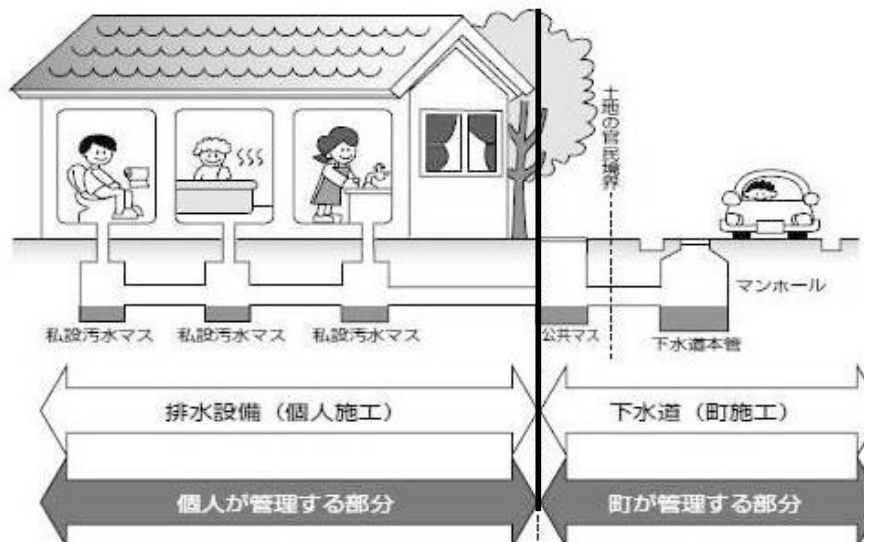
区 別	地 区	接 続 率 (%)				接 続 可 能 年 月
		一般住宅	集合住宅	事業所	計	
下 水 道	物 井	57.4	100.0	50.0	63.6	平成 19 年 4 月～
	別 府	45.3	100.0	76.6	59.2	平成 19 年 4 月～
	美 田 尻	42.8	100.0	61.1	57.4	平成 20 年 4 月～
	大 山	50.0		50.0	50.0	平成 22 年 9 月～
	市 部	30.7	100.0	100.0	45.5	平成 23 年 4 月～
	大 津	29.8	100.0	40.0	36.8	平成 23 年 4 月～
	小 向	25.4	100.0	50.0	47.1	平成 23 年 12 月～
	船 越	14.4	100.0	7.6	28.4	平成 24 年 6 月～
	浦 郷	85.3	100.0	86.8	90.1	平成 14 年 4 月～
	赤 ノ 江	81.3	100.0	100.0	82.5	平成 19 年 4 月～
合 計		56.5	100.0	65.8	66.6	
合 併 処 理 浄 化 槽	宇 賀	31.8		0.0	30.4	平成 15 年 4 月～
	倉 ノ 谷	47.3		0.0	42.8	
	波 止	19.6		0.0	18.8	
	三 度	37.1		0.0	36.1	
	珍 崎	37.2		50.0	37.7	



町が管理する下水道と、個人宅の排水設備との管理分担はどのようになりますか？

敷地内の公共マスまでは町が管理します。

各家庭や事業所の宅内から公共マスまで生活排水を流すために必要な排水施設（污水管や施設污水マス）は個人の管理となり、工事や点検保守は個人負担となります。



排水設備配管イメージ図